第25期 第19回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年12月26日

　　至　令和６年12月26日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第19回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年12月26日（木）16時00分、第19回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　現況証明願による専決処分について
日程第5　報告第3号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第6　議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7　議案第2号　農用地利用集積計画の決定について
日程第8　議案第3号　現地調査委員の指名について
日程第9　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　5番　佐々木　珠惠　委員
6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
森越　信幸　委員　塚本　能信　委員

4　欠席委員　3番　山田　智美　委員　4番　宮北　輝　委員

5　事務局出席者　事務局長　橋本　征紀　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主査　新川　吾朗　主任　石川　正人

（開会宣言　16時00分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により１番　茶木委員、2番　安宅委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年12月26日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第１号　農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

今回は1件の報告が出されております。

番号1、場所は　○○　の2筆で、面積34,676㎡の土地で、　○○　氏にて、太陽光発電設備の建設として、令和5年1月17日に永久転用の許可があった土地になります。令和6年12月10日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出がありました。令和6年12月17日には安宅委員、佐々木委員、坂本委員の3名にて現地調査委員会を開催し現地を確認しております。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、佐々木委員長より調査結果を報告願います。

佐々木委員　令和6年12月17日、転用事業完了による現地調査を、安宅委員、坂本委員、私の3名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号1　　○○　氏から転用完了報告のあった土地ですが、太陽光発電設備の建設を目的とし、農地法第5条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第2号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号　現況証明願による専決処分についてご説明いたします。

今回は2件の願出が出されております。

番号1、場所は　○○　の1筆で、面積は311㎡であります。願出人は　○○　氏で、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年11月15日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。

番号2、場所は　○○　の2筆で面積は287㎡であります。願出人は　○○　氏で、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年11月18日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 5：報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第 3 号　農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分についてご説明いたします。

今回は 1 件の届出が出されております。

番号 1、場所は　○○　の 7 筆で、面積は 75,563 ㎡であり、権利取得者は　○○　氏、被相続人は　○○　氏であります。あっせんを希望はなく、令和 6 年 11 月 22 日に専決処分しております。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。私から一つ良いですか。この土地は　○○　氏が耕作しているところですよね。

事　務　局　仰る通りです。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 6：議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 1 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について提案理由を説明いたします。

今回は、2 件の申請が出されております。

番号 1、申請地は　○○　の 10 筆で、面積は 96,429 ㎡であります。貸主は　○○　氏、借主は　○○　氏であります。権利移転の目的は経営移譲のためであり、令和 6 年 12 月 17 日には地区担当委員である、佐々木委員、塚本委員、森越委員の 3 名にて現地調査委員会を開催しております。

番号 2、申請地は　○○　の 21 筆で、面積は 109,554 ㎡であります。貸主は　○○　氏、借主は　○○　氏であります。権利移転の目的は経営移譲のためであり、令和 6 年 12 月 17 日には地区担当委員である、茶木委員、安宅委員、田村委員の 3 名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、番号 1 について、塚本委員より現地調査結果の報告をお願いいたします。

塚 本 委 員　令和 6 年 12 月 17 日、農地法第 3 条許可申請による現地調査を佐々木委員、森越委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号 1、貸渡人　○○　氏、借受人　○○　氏による使用貸借契約の申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等の内容を確認し、借受人である、　○○　氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。次に、番号 2 について、安宅委員より現地調査結果の報告をお願いいたします。

安 宅 委 員　令和 6 年 12 月 17 日、農地法第 3 条許可申請による現地調査を茶木委員、田村委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号2、貸渡人　○○　氏、借受人　○○　氏による使用貸借契約の申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等の内容を確認し、借受人である　○○　氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。
以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。私から一つ良いですか。番号1の　○○　氏、番号2の　○○　氏は既に経営しているのではないでしょうか。

事務局次長　こちらにつきましては、農業者年金の特例付加年金受給のための契約となっております。10 年間の使用貸借の期間が満了し、引き続き年金を受給するため更新とするものであります。

議　　長　ほかに何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第7：議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」＞

議　　長　議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第2号農地利用集積計画の決定について提案理由をご説明いたします。
今回は、24 件の計画が出されております。公社経由の契約は2件で1件とすると、新規契約が2件、継続契約が13件となっております。
詳細内容につきましては議案書を事前に配布しておりますので、説明を省略いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。一点確認しても良いですか。番号24 の　○○　氏の契約ですが、先月の利用集積の中で妻である　○○　氏と　○○　氏の売買がありましたが、一つの経営体の中で農地を売渡し、他の農地を借りるのは良いのでしょうか。

事務局次長　現状利用している他の農地を経営の集約という意味で他の圃場から離れた農地を売買し、継続して耕作するというものであります。

議　　長　何かほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第2号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第2号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第8：議案第3号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第3号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として3番　山田委員、4番　宮北委員、推進委員の調査委員として田村委員、調査補充委員として、農業委員は6番　佐藤委員、推進委員は塚本委員を指名いたします。

＜日程第9：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事 務 局 長　諸報告を行います。1点目、次回の第 20 回農業委員会総会につきましては、令和7年1月28 日火曜日、午後1時30分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。繰り返しになりますが、第 20 回農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室で予定をしております。

3点目、次回現地調査委員の日程につきましては、受付期間外のため現地調査の日程調整等は行いませんので、よろしくお願いいたします。4点目、令和7年度北広島市農業委員会協議会道外視察につきまして、本会議終了後に協議会として改めてご説明させて頂きますので、よろしくお願い致します。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第19回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　16　時 30　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名